

平成22年 6 月17日 開会  
平成22年 6 月25日 閉会  
(定例第 5 回)

# 南部町議会議録

南部町議会議務局

南部町告示第37号

平成22年第5回南部町議会定例会を次のとおり招集する。

平成22年6月1日

南部町長 坂本 昭文

記

1. 期 日 平成22年6月17日

2. 場 所 南部町議会議場

---

○開会日に応招した議員

板 井 隆君	仲 田 司 朗君
雑 賀 敏 之君	植 田 均君
景 山 浩君	杉 谷 早 苗君
赤 井 廣 昇君	青 砥 日出夫君
細 田 元 教君	井 田 章 雄君
足 立 喜 義君	秦 伊知郎君
亀 尾 共 三君	石 上 良 夫君

---

○応招しなかった議員

な し

---

---

平成22年 第5回(定例)南部町議会会議録(第1日)

平成22年6月17日(木曜日)

---

議事日程(第1号)

平成22年6月17日 午前11時10分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議事日程の宣告
- 日程第4 諸般の報告
- 日程第5 報告第3号 専決処分の報告について
- 日程第6 議案第41号 南部町職員の育児休業等に関する条例等の一部改正について
- 日程第7 議案第42号 南部町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第8 議案第43号 南部町営住宅条例の一部改正について
- 日程第9 議案第44号 南部町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部改正について
- 日程第10 議案第45号 平成22年度南部町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第11 議案第46号 平成22年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第12 議案第47号 平成22年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第13 議案第48号 平成22年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第14 議案第49号 平成22年度南部町水道事業会計補正予算(第1号)

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議事日程の宣告
- 日程第4 諸般の報告
- 日程第5 報告第3号 専決処分の報告について
- 日程第6 議案第41号 南部町職員の育児休業等に関する条例等の一部改正について
- 日程第7 議案第42号 南部町国民健康保険税条例の一部改正について

- 日程第 8 議案第43号 南部町営住宅条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第44号 南部町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部改正について
- 日程第10 議案第45号 平成22年度南部町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第46号 平成22年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第47号 平成22年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第48号 平成22年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第49号 平成22年度南部町水道事業会計補正予算（第1号）

出席議員（14名）

1 番 板 井 隆君	2 番 仲 田 司 朗君
3 番 雑 賀 敏 之君	4 番 植 田 均君
5 番 景 山 浩君	6 番 杉 谷 早 苗君
7 番 赤 井 廣 昇君	8 番 青 砥 日出夫君
9 番 細 田 元 教君	10番 井 田 章 雄君
11番 足 立 喜 義君	12番 秦 伊知郎君
13番 亀 尾 共 三君	14番 石 上 良 夫君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	谷 口 秀 人君	書記	伊 藤 真君
		書記	本 田 秀 和君

説明のため出席した者の職氏名

町長	坂 本 昭 文君	副町長	藤 友 裕 美君
教育長	永 江 多輝夫君	病院事業管理者	田 中 耕 司君
総務課長	森 岡 重 信君	財政室長	唯 清 視君

企画政策課長	—————	長 尾 健 治君	地域振興統括専門員	——	仲 田 憲 史君
税務課長	—————	分 倉 善 文君	町民生活課長	—————	加 藤 晃君
教育次長	—————	稲 田 豊君	病院事務部長	—————	陶 山 清 孝君
健康福祉課長	—————	前 田 和 子君	保健対策専門員	—————	櫃 田 明 美君
建設課長	—————	三 鴨 義 文君	上下水道課長	—————	頼 田 泰 史君
産業課長	—————	景 山 毅君	農業委員会事務局長	——	真 壁 紹 範君
監査委員	—————	須 山 啓 己君			

---

### 議長あいさつ

○議長（石上 良夫君） 平成22年6月定例議会を開催するに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

国政におきまして、政権は鳩山政権から菅政権へと新しい布陣のもとで、7月に予定されています参議院選挙を経て新たなステージでこの国の政治が進められようとしております。

民主党政権の1丁目1番地と言われる地域主権政策がこれから具体化されてくるところでございますが、その行方に大いに注視をするものであります。

さて、本定例会におきましては、補正予算案が5件、条例の一部改正案が4件、合わせまして9件の付議案件について御審議いただく予定になっています。

議員各位におかれましては、上程された議案や一般質問などを通じて、真摯な議論によりまして南部町の町づくりに向けた政策論議をお願いいたしまして、6月定例会における議長の開会冒頭のごあいさつといたします。

---

### 町長あいさつ

○町長（坂本 昭文君） 6月定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

議員各位におかれましては、日ごろは議員活動を通じまして町政の発展に何かと御尽瘁をいただいております、まことにありがとうございます。

おかげさまで大きな事件も事故もなく本日を迎えておりますことを、まずもって御報告を申し上げます。

この間、実は4件の火災が発生をいたしまして、特に6月11日には、先ほど申し上げましたクリーンセンターの方でごみの自然発火によるちょっとした火災も、ぼや騒ぎが起きておるとい

うことでございますけれども、いずれも大きな火災には発展しておりませんで、大変安堵しておるところでございます。

3つほどいい話題をちょっと御紹介をしたいというように思うわけですが、実は5月の28日に地域振興会で、このたび開発をいたしました竹するめを知事さんの方に持っていきまして、「食のみやこ鳥取」の一つの目玉商品として御紹介を申し上げた次第でございます。非常においしいということで絶賛をいただきまして、そういうことがテレビで放映されるなどいたしまして、今、竹するめの売れ行きが非常に好調だということでございます。緑水園、それから野の花、それから町内の直売所で取り扱っております、このように七味味と山椒味と2種類つくっております。どうぞ議員各位にも味を見ていただいたらなというように思っております。

それから、2点目でございますけれども、6月の11日にJA共済の方から西伯病院に1,000万円の寄附をするという大変うれしい申し出がございました。これは日南病院、日野病院ともに地域医療を担っている病院に対してJA共済の方から寄附をいただくというものでございまして、特に高齢者の救急用務などに役立ててほしいということで、大変うれしく思ったわけでありまして、ここに議会で御報告を申し上げまして、町民の皆さんともどもにありがたくお礼を申し上げたいというように思います。

最後ですけれども、サッカーのワールドカップは6月14日にカメルーンと戦いまして、本当に歴史的な1対ゼロで勝利をいたしまして、大変な御活躍であります。私どもも勇気をいただきました。このような元気のよい話題が日本を大きく元気のよい国にしていくように、つながっていくように願うものでございます。

3月定例会からこの方、13名の方が出生になっております。また、41名の方がお亡くなりになりまして、5月末の人口が1万1,779人と相変わらず減少傾向にございます。いずれの皆様方の健やかな御成長と、そして、安らかなる御冥福を本議場を通じてお祈りを申し上げたいというように思います。

本定例会では、一般会計の補正予算初め、9議案上程して御審議をいただくわけでございます。いずれの議案につきましても、町政の推進にぜひ御賛同を賜りたいというように思っております。よろしく御審議をいただきまして、御賛同をいただきますようお願い申し上げまして、ごあいさつにかえます。

---

午前11時10分開会

○議長（石上 良夫君） ただいまの出席議員数は14人です。地方自治法第113条の規定によ

る定足数に達しておりますので、平成22年第5回南部町議会定例会を開会いたします。  
直ちに本日の会議を開きます。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（石上 良夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、次の2人を指名いたします。

10番、井田章雄君、11番、足立喜義君。

---

#### 日程第2 会期の決定

○議長（石上 良夫君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、9日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、会期は、9日間と決定いたしました。

---

#### 日程第3 議事日程の宣告

○議長（石上 良夫君） 日程第3、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

---

#### 日程第4 諸般の報告

○議長（石上 良夫君） 日程第4、諸般の報告を行います。

初めに、議長より報告を申し上げます。

第35回全国町村議会議長・副議長研修会について報告をいたします。5月18日、19日の両日、東京メルパルクホールで、「地域主権改革と、まちづくり」をテーマに、前内閣総理大臣補佐官逢坂誠二氏の講演を拝聴しました。逢坂氏は、1995年から2005年まで北海道ニセコ町長を歴任し、独創的な発想で地方自治に新風を吹き込み、町長を退任後は衆議院議員として、地域主権、活性化等を求める地方行政担当でありました。地域主権を柱とした地方の制度変更、改革は国の制度変更につながり、地方の自治力が高まれば国家全体の改革に、また、地方自治は民主主義の学校であり、源泉であると強く訴えられました。国民の一番身近な市町村議員がその責任を認識し、地方分権から地域主権へと、さらなる地方議会の活性化、改革を強く訴えられま

した。

後段は、全国議会事務局次長をコーディネーターとして4町議長によるシンポジウムが開催され、各議長がそれぞれ特徴ある議会改革について、過去の歴史、合併問題、今後の展望等について発表されました。地方分権の時代を迎えて地方公共団体の自主的な決定と責任の範囲が拡大した今日、議会の責務、情報公開、行政機関との積極的な討議、議会事務局体制の強化等が報告されました。

南部町議会におきましても、3月定例会において議会改革特別委員会を設置しております。少子高齢化が急速に進む時代において、町民の皆様とともに元気のある町を目標に特別委員会の場で十分な議論を重ねていただきますようお願いし、報告いたします。

次に、議員派遣の報告を求めます。全国市町村国際文化研修所における市町村議会議員特別研修に参加されました秦議員並びに景山議員より報告を願います。

12番、秦伊知郎君。

○議員（12番 秦 伊知郎君） 議長の方から要請がありましたので、報告をさせていただきます。

去る4月8日と9日、滋賀県にあります全国市町村国際文化研修所で研修を受けてまいりました。この研修に行こうと考えたのは、2日目に「地方議会改革の現状と方向性」というシンポジウムがメニューにありました。その中のパネリストに、北海道栗山町の議長の橋場さんがパネラーとして参加されておられましたので、そのお話を聞きたいというふうに考えてのことです。これは全国に先駆けて議会基本条例を制定し、その基本条例に沿って議会の運営がなされているという町であります。橋場さん、たしか9年議長を今されておられる現職の議長さんであります。議員の方には栗山町議会の条例、誕生と展開という資料をお渡ししております。執行部の方にはないわけですが、我が町も議会基本条例をつくりましたが、それとは少し内容的には突っ込んだといえますか、深まった感じの条例であります。

この条例の一番大きな特色というのは、住民や町民や団体との意見交換のための一般会議というのを持っているということでもあります。つまり、町がいろんな行います施策に対して、計画段階から住民と議会がそれに対する意見交換を行っているということでもあります。

それから、年1回の議会報告会を持っております。これは最近、この近辺の町村でも、大山町でしたかな、それと日吉津村ですか、議会の議会報告を持っておりますが、残念ながら我が町の基本条例には、それが明記してありません。

それから、議員間の自由討議、これは我が町の条例にも明記してありますが、条例、自由討論もあります。そして、一番の目玉は反問権であります。町長の方からよく反問権ということをや



られますが、議会が執行部に対しての一般質問、あるいはいろんな質問をするわけでありますから、当然それに答えるべく、反問に対する言葉に対しては十分に答える必要があるというふうに思っております。よく反問権を中止してくださいというような議員の発言がありますが、それは言語道断だというふうに私は思っています。質問をすれば当然それに対しての質問が返ってくるということは十分理解しながら、議会活動しなければならないなというふうに思いました。日程的に非常に短い時間でありましたので残念だったんですけど、帰りの電車の中でたまたまこの橋場さんと一緒になりまして、10分、15分ぐらいですか、2人でお話する機会がありましたので、非常によかったなというふうに思って帰ってまいりました。以上です。

○議長（石上 良夫君） 5番、景山浩君。

○議員（5番 景山 浩君） 私は、去る5月18日から21日の4日間。滋賀県大津市にあります全国市町村国際文化研修所で行われた市町村議会議員特別研修、自治基本コースに参加をさせていただきましたので、その研修内容について御報告をいたします。

まず初日は、午前中、当研修所学長の松永邦男氏による、「地方自治制度の概要」と題した講義がございました。講義の中で地域主権という言葉があるが、日本国憲法では主権は国民にあるので、このような言葉はいかがなものか。地方分権は、首長等が今よりも大きな権限を持つためのものでなく、住民生活がよりよくなるためのものであること。自治事務については、それぞれの自治体の裁量権が大きい、法定受託事務は裁量権が小さく、その取り扱いについて自治体に責任を求めていくことはいかがなものかと思う。地方分権が進んでいけば議会事務局や監査委員会などは複数の自治体で共同設置できるようになり、そうなれば専門的な知識を持った人材を配置することも可能になり、体制強化ができるのではないだろうか等々のお話がございました。

初日の午後は、明治大学公共政策専門職大学院ガバナンス研究科教授の山下茂氏の「いま、地方自治制度をあらためて考える―諸外国の制度や歴史的経緯から―」と題して、主にヨーロッパにおける地方自治制度を引用した、将来の地方自治制度と議会制度、議員のあり方に関する講義がございました。この講義の中では、特にフランスの議会制度、議員制度を引き合いに出した議会改革に対する考え方が話されました。フランスでは、民間、公務員を問わず、いつでもその職を休職して選挙に立候補でき、落選したり任期を終えればもとどおりに復職できます。また、市議会議員と県議会議員、さらには国会議員、市長と国会議員といった複数の公職が兼職できるため、落選時のリスクが分散できるとともに政治資金の問題も起こりにくくなっております。日本でもこのような制度に変えていかなければ普通の人、優秀な人が立候補できず、議会は時代の要請にこたえてはいけません。現在の日本の制度では、議会の活性化は難しいのではないかとのお話

がございました。この議員制度の問題については、複数の講師より同様のお話があり、今後このような方向性で進んでいくのではないかと考えさせられました。

2日目の午前中は、元人事院総裁中島忠能氏による、「分権時代の地方議会に期待されること」と題した講義がありました。この講義では、議員の本来持つ機能である陳情や要望の酌み取り機能や政策立案機能、行政のチェック機能が強化されなければ、地方議会のあるべき姿にならず、地方議会は大きく機能していないから議員定数や議員報酬を半減したいという名古屋市長の提言のようなものが出てくるのではないかと。地方議会無用論をはね返すためには、議員は高度の専門職たるべきであり、ボランティア化してはならないというお話がありました。また、地方行政で起きた公金のむだ遣いや不祥事の事例を示して、なぜそのようなことが起こったのか、どういったポイントを注意深く見ていくべきかというお話もございました。

2日目の午後には、政策研究大学院大学教授井川博氏より、「地方議会改革の課題と地方議会制度」と題した講義並びにグループ討議がありました。地方議会の政策立案、政策提言が脆弱で、条例案提出数は平均1市町村当たり年間1件ほどにしかならない。監視機能や住民代表機能なども十分とは言えない状況にある。昔は、地方自治法は変わらない法律という認識をだれもが持っていたが、地方分権一括法以来、法改正による発議の活発化などの議会の活性化、定数をみずから定めたり、機関委任事務を削減するなどの自立化が図られたという内容のお話がありました。この講師の先生も後半は、前日の講師や午前中の講師と同様に、普通の人が立候補できる制度の必要性を強く説かれました。

3日目には、香川大学大学院地域マネジメント研究科教授の田中豊氏より、「地方税財政の課題と税財政制度」と題した講義並びに意見交換がありました。講義では、地方税財政の現状と課題、税財政制度についてのお話がありましたが、その中で、日本は本当の意味での増税に向き合ったことのない国であり、増税がタブー視され財政状況の悪化を招いた。我が国の財政赤字、公債残高の比率は、今日大きく問題視されているギリシャのそれより大幅に悪いというお話が強く印象に残りました。

引き続いて行われた意見交換では、夕張の財政破綻問題、第3セクター、病院、工業団地、土地開発公社、税等の徴収率や、税収そのものの減少とメンバーそれぞれの自治体が抱えている財政問題について……（サイレン吹鳴）

○議長（石上 良夫君） ちょっととめてください。

ちょっと休憩。

午前11時30分休憩

---

午前 11 時 30 分再開

○議長（石上 良夫君） 再開します。

5 番、景山浩君。

○議員（5 番 景山 浩君） さまざまな意見が出されました。

最終日には、グループ演習が行われました。メンバーの自治体で取り組んでいる特色ある地域づくりや地域づくりに関する問題など、多様な意見が出されました。その中で岐阜県大垣市の市民病院の事例を発表される方がありました。880床というかなり大規模な市民病院ですが、医師の研修制度を充実させ、有給で学会や研修に参加してもらったり専門医の資格が取れたり、医師のニーズに合わせることで医師確保を図ったり、院外処方せず院内処方すること等で市民の利用率46%を確保し、黒字を計上しているという発表が非常に印象に残りました。

4日間という長期間の研修でしたが、全体を通して、地方分権を進めていくためには議会も活性化や能力向上を図ることが必要であり、それを後押しするための普通の人が立候補できる議員制度改革が行われようとしているということを伝えたいのだと、そういったイメージが強く残った研修でございました。貴重な予算を使わせていただき研修に参加をさせていただきましたことをお礼を申し上げ、報告にかえさせていただきます。

○議長（石上 良夫君） 以上で諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第5 報告第3号

○議長（石上 良夫君） 日程第5、報告第3号、専決処分の報告についてを議題といたします。

町長から報告を求めます。

副町長、藤友裕美君。

○副町長（藤友 裕美君） 副町長。報告第3号、専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により南部町長の専決事項として指定された事項について、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により、議会に報告をいたすものでございます。

資料をはぐっていただきまして、専決処分書をつけております。専決処分書。地方自治法第180条第1項の規定により、南部町長の専決事項として指定された事項のうち、和解及び損害賠償の額を確定することについて、次のとおり専決処分をするということで、平成22年の6月7日に専決処分を行ったものでございます。

1、和解の相手方でございますが、この専決処分書に記載のとおりでございますので、よろしくお願いを申し上げます。

2番目が損害賠償の額でございます。5万5,992円。

それから、3としまして和解の趣旨でございますが、和解の相手方が平成22年5月の15日、林道母塚山線を自家用自動車で行中、横断水路のグレーチングふたに乗った際に当該グレーチングふたがはね返り、車体底部に接触をしてマフラー部分が破損をしたものでございます。

この事故は、町管理である林道に設置した横断水路のグレーチングが弓状に変形しており、町の管理瑕疵により発生したものであるため、和解の相手方の自家用自動車の修理に要した費用相当額5万5,992円を賠償金として支払い、和解をしようとするものでございます。以上でございます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（石上 良夫君） 以上で報告第3号、専決処分の報告についてを終わります。

---

日程第6 議案第41号 から 日程第14 議案第49号

○議長（石上 良夫君） お諮りいたします。この際、日程第6、議案第41号、南部町職員の育児休業等に関する条例等の一部改正についてから、日程第14、議案第49号、平成22年度南部町水道事業会計補正予算（第1号）までを一括議案説明を受けたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、日程第6、議案第41号から日程第14、議案第49号までを一括議案説明といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、藤友裕美君。

○副町長（藤友 裕美君） 副町長。議案第41号、南部町職員の育児休業等に関する条例等の一部改正について。

次のとおり南部町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定によって、議会の議決をお願いいたします。

条例案と、それから新旧対照表でそれぞれ修正箇所、改正箇所をまとめておりますけれども、概要について申し上げます。

本条例の一部改正でございますが、これは少子化対策の観点から仕事と子育ての両立支援の推進のため、民間育児休業介護休業法が改正されたこと及び同法の改正により、公務部門において

も同様の措置を図るため、地方公務員の育児休業等に関する法律が改正をされたことに伴いまして条例を改正をいたすものでございます。

その概要を申し上げたいというふうに思います。まず、この改正の概要でございますが、1つ目には、職員の配偶者が育児休業をしている場合であっても、育児休業、育児短時間勤務及び部分休業の承認を申請できるようになったという内容のものでございます。それから、2点目といたしましては、子の出生の日から一定の期間内に育児休業を取得した職員について、再度育児休業を取得をすることができるようになった、そういうものでございます。それから、3点目は、3歳未満の子を養育する職員は、災害などの緊急時を除き正規の勤務時間外に勤務をさせてはならないこととすると、そういう規定ができたことでございます。それからもう1点、4点目としましては、早出出勤などについて、職員以外に子の養育者がいる場合であっても職員の請求により当該勤務をさせることができるものとする、そういった内容の改正でございます。詳細については、省略をさせていただきます。

この条例の施行日は、平成22年の6月30日ということでございます。

続きまして、議案第42号でございます。南部町国民健康保険税条例の一部改正について。

次のとおり南部町国民健康保険税条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定によって、議会の議決をお願いをいたすものでございます。

改正内容の詳細については、税務課長より説明を申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（石上 良夫君） 税務課長、分倉善文君。

○税務課長（分倉 善文君） 税務課長でございます。それでは、南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について御説明をいたします。

このたびの改正点は、平成22年度の基礎課税額、後期高齢者支援金課税額及び介護給付金課税額の税率及び額の改正でございます。若干、これまでの経過を御説明をいたします。

平成19年度の決算におきまして、翌年度に繰越金として5,000万円を計上したため、そのうち2,300万円を税の引き下げに充当し、平成20年度には1人平均2,100円余りの減税を行いました。また、当初は残りを基金積み立てに予定しておりましたが、医療費が伸びたことや国への償還が生じたことなどにより、結果的には基金へ積み立てることができませんでした。平成21年度は、当初から財源の不足が見込まれたため基金3,000万円を取り崩すこととし、税率の改正は見送ることといたしました。今回の税率改正は、平成22年度の療養給付費が昨年度と同じ傾向で伸びていくものと仮定して検討した結果、平成22年度の国民健康保険税

の課税総所得金額が前年に比較して減少していることから、被保険者の生活を支援するために基金を3,100万円取り崩し、不足分についてやむを得ず税率を改正することで対応するよう提案するものでございます。本来なら、基金を取り入れることなく国民健康保険税で賄うこととしなければなりません。景気がなかなか回復せず被保険者の暮らしが安定しないことなどを考え、被保険者の暮らしを支える手だてとして基金を取り崩し、税率をできるだけ低く抑えられるよう決算をいたしました。このことは、被保険者の生活を支援するために負担を少しでも軽減することや、安定した国民健康保険の運営を継続的に維持していくために措置をしたものでございます。

それでは、新旧対照表の10ページをお開きください。第3条から第5条は、基礎課税額の所得割、資産割、被保険者均等割、世帯別平等割の税率及び額でございまして、増額の改正でございます。これは、療養給付費の伸びに対応した改正でございます。第3条は、基礎課税額の所得割額を100分の4.22から100分の4.74に。第4条では、資産割額を100分の19.54から100分の21.20に。第5条では、被保険者均等割額を1人について1万5,600円から1万7,000円に。第5条の2第1項第1号では、世帯別平等割額で特定世帯以外の世帯を1万2,900円から1万3,800円に。同項第2号の特定世帯を6,450円から6,900円に改正するものでございます。特定世帯とは、例えば国保の被保険者が2人であった国保世帯で、そのうち1人の方が後期高齢者医療に移られ、残りの1人の方が国保世帯に残られた場合をいいます。

次に、第6条から第7条の3は、後期高齢者支援金等課税額の所得割額、資産割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割の税率及び額でございまして、これは減額の改正でございます。後期高齢者支援金の拠出金額が減額となり安くなるものでございます。第6条は、所得割額を100分の2.58から100分の2.40に。第7条では、資産割額を100分の12.30から100分の10.64に。第7条の2では、被保険者均等割額を1人について9,800円から8,500円に。第7条の3第1項第1号では、世帯別平等割額で特定世帯以外の世帯を8,000円から6,300円に。同項第2号の特定世帯を4,000円から3,150円に改正するものでございます。

次に、8条は、介護納付金課税額の所得割の税率でございまして、増額の改正でございます。これは介護給付費の伸びに対応した改正でございます。第8条の所得割額を100分の1.57から100分の1.63に改正するものでございます。

次に、23条でございますが、これは国民健康保険税の減額で、7割軽減、5割軽減、2割軽減の規定でございます。基礎課税額は税額が増額となっておりますので、軽減額も増加をしてお

ります。また、後期高齢者支援金課税額は税額が減額となっておりますので、軽減額も減少しております。7割軽減の第1項第1号アでは、被保険者均等割額を1人について1万920円から1万1,900円に。イの(ア)の特定世帯以外の世帯を9,030円から9,660円に。イの(イ)の特定世帯を4,515円から4,830円に。ウの後期高齢者支援金課税額の被保険者均等割額を1人について6,860円から5,950円に。エの(ア)の特定世帯以外の世帯を5,600円から4,410円に。エの(イ)の特定世帯を2,800円から2,205円に改正するものでございます。

次に、5割減税の第2号アは、被保険者均等割額を1人について7,800円から8,500円に。イの(ア)の特定世帯以外の世帯を6,450円から6,900円に。イの(イ)の特定世帯を3,225円から3,450円に。ウの後期高齢者支援金課税額の被保険者均等割額を1人について4,900円から4,250円に。エの(ア)の特定世帯以外の世帯を4,000円から3,150円に。エの(イ)の特定世帯を2,000円から1,575円に改正するものでございます。

次に、2割減税の第3号アでは、被保険者均等割額を1人について3,120円から3,400円に。イの(ア)の特定世帯以外の世帯を2,580円から2,760円に。イの(イ)の特定世帯を1,290円から1,380円に。ウの後期高齢者支援金課税額の被保険者均等割額を1人について1,960円から1,700円に。エの(ア)の特定世帯以外の世帯を1,600円から1,260円に。エの(イ)の特定世帯を800円から630円に改正するものでございます。

議案書に戻りまして説明をいたします。5ページをお開きください。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行する。

2、この条例による改正後の南部町国民健康保険税条例の規定は、平成22年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成21年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。以上でございます。御審議方、よろしく願いいたします。

○議長(石上 良夫君) 副町長、藤友裕美君。

○副町長(藤友 裕美君) 副町長。議案第43号、南部町営住宅条例の一部改正について。

次のとおり南部町営住宅条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号に規定によって、議会の議決をお願いをいたすものでございます。

この条例改正でございますが、これは住宅の建てかえが完了いたしまして移転も完了したということで、昭和43年度に建築をした鴨部団地簡易耐火平家建て8戸の住宅を廃止をしたために、

条例の別表を改正をするものでございます。

この条例の施行日は、公布の日ということでございます。

別表の方を見ていただきますと、10戸が2戸と、8戸を廃止する内容でございます。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

続きまして、議案第44号、南部町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部改正について。

次のとおり南部町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号に規定によって、議会の議決をお願いをいたすものでございます。

この条例改正でございますが、これは雇用保険法の改正に伴いまして、同法の第38条第1項に規定されている短期特例被保険者の対象が変更となったことに伴いまして、企業職員及び西伯病院職員の給与の種類及び基準に関する条例について、所要の整備を行うものでございます。

この中で、持ち家に対する住居手当の規定については、さきの3月議会の条例改正の際に廃止する条例を整備をしなければならなかったわけでございますが、これをしていなかったということで今回の整備をさせていただくものでございます。

この条例の施行日は、平成22年7月1日といたしております。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（石上 良夫君） ここで休憩をいたします。再開は午後1時とします。

午前11時51分休憩

---

午後 1時00分再開

○議長（石上 良夫君） 再開します。

休憩前に続き、議案第45号より提案理由の説明を受けます。

総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） 総務課長でございます。議案第45号、平成22年度南部町一般会計補正予算（第1号）について御説明をさせていただきます。

---

議案第45号

平成22年度南部町一般会計補正予算（第1号）

平成22年度南部町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。



(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ159,980千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,534,980千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の追加と変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成22年6月17日

南部町長 坂本 昭文

平成22年6月 日

決 南部町議会議長 石上 良夫

今回の補正の内容の主なものは4点ございます。1つが、木質ペレットボイラーの設置事業でございます。2つ目が、中山間・広域的地域運営活動支援事業の新設です。3点目が、保育園園庭の芝生化事業の増額でございます。4点目が、鳥獣被害防止対策事業を有害鳥獣駆除事業に振りかえております。そのほかは予算の組み替えなどをお願いしておりますのでございます。

それでは、歳出から説明をいたします。主なものを説明したいと思います。10ページをお開きください。2款総務費、7目の財産管理費でございます。1億3,298万3,000円を増額をいたしまして、予算額3億7万3,000円とするものでございます。30年が経過しまして故障も多くなり更新時期が来ているため、財団法人新エネルギー導入促進協議会の補助を受け、法勝寺庁舎に木質バイオマスを利用したペレットだき冷温水器を導入するものでございます。事業費はそこに4節ありますが、合計しますと1億3,203万8,000円となるものでございます。大きなものは委託料514万5,000円、工事請負費が1億2,592万8,000円が主なものでございます。

続きまして、16目企画費でございます。12万円を増額しております。報償費1万8,000円、旅費が10万2,000円をお願いしております。これは、鳥取大学との連携事業により地域振興協議会などに関しまして、今後より専門的な見地からの研究が必要な課題について検討し、また問題点について、その要因を客観的に調査研究するためのものでございます。

17目地域自治振興費でございます。450万を増額しております。これが中山間・広域的地域運営組織活動支援補助450万でございますが、今後えぶろんをにぎわいの拠点とするに当た

りまして、外のトイレの整備をしようとするものでございます。

11ページに移ります。3款民生費、1目の社会福祉総務費でございます。83万円を増額をしております。これは、総合福祉センターしあわせの浴槽ろ過タンクの継ぎ目部分から水漏れが発生したことと、メーンプールのろ過タンク上部のふたを固定するボルト付近に亀裂が発生したことにより、修繕をするものでございます。

5目保育園費でございます。405万5,000円を増額をしております。13節の委託料418万6,000円、それと工事費、減額ですが136万5,000円につきましては、当初予算におきまして4保育園の芝生化を予定をしておりましたが、園庭全面の芝生化がこの事業の前提となったこと、また、県の指導によりまして、芝生管理の観点からNPO法人のグリーンスポーツ鳥取に委託することとされたためでございます。次に、15節の工事費でございます。つくし保育園下水接続工事125万6,000円でございますが、これは全協で説明したものでございまして、21年度は増工が発生し、一部管の布設ができなかったということでございます。今回、工事費をお願いをして国道側の完成を目指すものでございます。

12ページをお開きください。5款農林水産業費、1目農業委員会費ですが、191万8,000円を増額をしております。新たに農地制度実施円滑化事業が施行されることとなり、農地の利用関係の調整、円滑化事業における集落説明会の開催などを実施するためのものでございます。

5目の農業振興費でございます。109万1,000円を増額をしております。18節の備品購入費88万円でございますが、食材供給連絡協議会の会員におきまして食材を供給したくても運搬手段がないため供給できない会員さんが見受けられます。そこで、軽バンを購入をいたしまして協議会に貸し出し、供給体制を整備するものでございます。

13ページに移ります。2目林業振興費でございます。214万6,000円を増額をしております。国事業の鳥獣被害防止対策事業の実施が不可能となりましたので、それにかわりまして県が単県補助事業に振りかえて実施することになりました。若干、地元負担の変更がありました。が、地元としては実施をしたいという意向がございましたので、参加をさせていただいております。差額が出てまいっておりますが、それは原材料費に地元負担分が追加しておりますので、増額となっておりますのでございます。

7款の土木費、3目の道路維持費でございます。454万7,000円を増額をしております。修繕料450万円でございますが、昨年のガードパイプの事故等もありまして各地域振興区から危険箇所の情報などに基づき、危険箇所の解消のためにお願いをするものでございます。

9款の教育費、2目の事務局費でございます。20万円を増額をしております。ここにはたく

さんの事業、9つの事業がございます。個別の事業説明書の中で、27ページから35ページあります。細かいものがありますが、その合わせたものというものでございます。

2項の小学校費でございます。137万8,000円を増額をしております。備品購入費にしております、西伯小学校の図工室に児童用の机、いす、それから音楽室に移動式の机、家庭科室に被服台等を整備するためのものでございます。

15ページに移ります。4項社会教育費の3目文化財保護費でございます。183万8,000円を増額をしております。これは施設修繕料としまして、板祐生出会いの館の搬入口に、シロアリによるものと思われませんが、被害が発生しております。また、搬入口の扉にもふぐあいがあるため、修繕を行うものでございます。以上、歳出の説明でございます。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。主には歳出に伴う財源が主なものでございます。

7ページをお開きください。15款県支出金でございます。1目総務費県補助金300万円につきましては、えぶろんに関するものでございます。450万の3分の2ということで300万を計上しております。

2目の民生費県補助金でございます。地域子育て創生事業補助金264万5,000円でございますが、これは保育園の芝生化事業に関する補助でございます、10分の10ということになっております。

5目の農林水産業費県補助金でございます。農業費の補助金243万6,000円につきましては、農地制度実施円滑化事業県補助金ということで、これも10分の10となっております。2節の林業費補助金でございます。これは組みかえたものでございますが、有害鳥獣に伴い県が単県補助事業に振りかえて実施することになったことに伴うものでございます。

8ページをお開きください。19款繰越金でございます。前年度繰り越し2,066万7,000円でございますが、これは歳入歳出のバランス調整でございます。

20款の諸収入、4目の雑入でございます。これは新エネルギー導入促進協議会補助金5,241万5,000円でございます。これは法勝寺庁舎の木質ペレットボイラーに関するものでございます。イノシシ等被害防止負担金211万8,000円につきましては、地元負担部分ということになります。

9ページに移ります。21款町債です。4目の総務債、合併特例事業債7,520万につきましては、先ほど申しました木質ペレットボイラー設置に関するもので、委託料、それから工事請負費、用地購入費が対象となっております。

続きまして、4ページをお開きいただきたいと思います。第2表の地方債補正でございます。追加及び限度額の変更をお願いをしています。追加は、木質バイオマス・エネルギー利用促進事業で限度額を7,520万円でございます。

変更の方ですが、広域基幹林道整備事業で限度額を640万円から670万円に変更するものでございます。

後段の16ページには、特別職の給与明細、それから17ページには地方債の現在高の見込みに関する調書をつけております。

以上で一般会計補正予算の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○議長（石上 良夫君） 健康福祉課長、前田和子君。

○健康福祉課長（前田 和子君） 健康福祉課長でございます。

---

#### 議案第46号

#### 平成22年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

平成22年度南部町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,646千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,225,430千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成22年6月17日 南部町長 坂本 昭文

平成22年6月 日 決 南部町議会議長 石上 良夫

---

4ページをお開きください。歳出でございます。総務費の一般管理費、13節委託料でございますが、164万6,000円の増額をお願いするものでございます。これは電算処理業務委託料でございます。非自発的退職者に係る税の軽減措置対応のためのシステム改修でございます。

歳入でございますけれども、上の方に記載をしてありますとおり、その財源を特別調整交付金

164万6,000円で充当するものでございます。

以上、御審議方、よろしくお願ひいたします。

○議長（石上 良夫君） 上下水道課長、頼田泰史君。

○上下水道課長（頼田 泰史君） 農業集落排水事業の特別会計の補正予算について説明をいたします。

---

#### 議案第47号

#### 平成22年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

平成22年度南部町の農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,150千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ235,263千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成22年6月17日 南部町長 坂本 昭文

平成22年6月 日 決 南部町議会議長 石上 良夫

---

4ページで説明をいたしますので、ごらんください。歳出です。総務費、総務管理費、維持管理費です。補正額は315万円。合計が5,302万6,000円です。

内容は、需用費の施設修繕料です。会見の浄化センターの曝気装置というのがございまして、その駆動部の減速機というのがあるんですけども、そこがオイル漏れをしております。それを分解して部品を取りかえるという工事の内容になります。

歳入の方ですが、一般会計の繰入金を充当するという内容になっております。

続きまして、公共下水道事業の補正について説明をさせていただきます。

---

#### 議案第48号

#### 平成22年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成22年度南部町の公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,260千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ230,364千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成22年6月17日 南部町長 坂本 昭文

平成22年6月 日 決 南部町議会議長 石上 良夫

---

同じく4ページで内容を説明いたします。

まず、歳出です。総務費、総務管理費、維持管理費、補正額が126万円。補正後の額が2,863万円。

内容ですが、これも需用費、施設修繕料になります。クリンピア西伯の処理場の汚泥を処理施設の方に送りますポンプが故障をいたしておりまして、これを1台取りかえるという内容になっております。

歳入の方ですが、繰越金を充当するという形にしております。

続きまして、水道会計の補正予算の説明をさせていただきます。

議案第49号、平成22年度南部町水道事業会計補正予算（第1号）。

総則。第1条、平成22年度南部町の水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

業務の予定量。第2条、予算第2条に定めた業務の予定量に次のとおり追加する。主な建設改良事業、県道改良に伴う配水管布設（御内谷地内）です。620メートル。

資本的収入及び支出。第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額8,292万6,000円は、当年度分損益勘定留保資金、過年度分損益勘定留保資金をもって補てんするものとする。）

収入。第1款資本的収入、補正額が1,070万円、合計が1億6,281万3,000円です。

支出。第1款資本的支出、補正額が1,071万円、合計が2億4,573万9,000円です。

企業債。第4条、予算第6条に定めた起債の限度額を次のとおり補正する。上水道拡張工事が起債の目的です。補正前の限度額が9,660万円。補正後は1億730万円にするものがございます。

次のページをごらんください。一時借入金。第5条、予算第7条中「1億3,800万円」を「1億4,871万円」に改める。

14ページの方をお開きください。内容について説明をいたします。歳出です。資本的支出の建設改良費、上水道拡張工事になります。補正額が1,071万円、補正後の額が1億4,871万円。内容は、拡張工事費として987万円。内容は、先ほど申しました県道改良工事に伴います配水管の布設がえ工事です。それに伴う委託料といたしまして84万円を計上しております。

13ページに戻っていただきまして、収入の方ですが、資本的収入、企業債です。補正額が1,070万円、合計が1億730万円でございます。以上、審議をよろしく願います。

○議長（石上 良夫君） 提案説明が終わりました。

これより質疑に入ります。議員各位に議長から願います。質疑は、会議規則第54条にもあるとおり疑問点のみについて簡明に質疑をしてください。あわせて所属委員会の所管事項は委員会で十分聞き取りができますので、所属委員会以外の質疑をお願いいたします。

質疑に当たりましては議事の進行上、日程の順に従い、また、ページ及び項目を明示されるよう望みます。

議案第41号、南部町職員の育児休業等に関する条例等の一部改正について、質疑ありませんか。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 所管ということになるのでしょうか、これ。条例ですから総務委員会ということなのか、それとも民生常任委員会になるのでしょうか。

○議長（石上 良夫君） ちょっと休憩します。

午後1時26分休憩

---

午後1時28分再開

○議長（石上 良夫君） 再開します。

議案第41号、質疑ありませんか。

13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） ざっと一くりに言って聞くんですけども、これは今度新旧表を見ますと旧の方が斜線が結構あって、新の方が新たに加えるところがどちらかというとないううに感じるんですよ。大まかに言うと条文の整理というんですか、そういうぐあいにされたというぐあいに思うんですが、どうでしょうか。それで、簡潔に言いますと、1つは育児休業にかかわるもんなんですけども、これになりますと私の見たところでは手続上のことがかなり簡素化というんですか、そういうぐあいにされたように思うんですけども、大まかに理解すればそういう認識でよろしいでしょうか。もしそれで、いや、違っとるということであれば、ここがこういうぐあいに変わったんだということを再度、説明をお願いしたいのですが、よろしくをお願いします。

○議長（石上 良夫君） 総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） そのような御認識でいいと思います。

○議長（石上 良夫君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 何分でも議案を受け取ってからの日にちもあったんですけど、なかなかここまで目が行き届いておりませんので、最終、またの機会に質疑をしますので、よろしくをお願いします。今のところはそういう大ざっぱな認識でよろしいということで置きますので。

○議長（石上 良夫君） ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（石上 良夫君） それでは、議案第41号は終わります。

続きまして、議案第42号、南部町国民健康保険税条例の一部改正について。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 今回は、22年度税率改定によって4つの、均等割、所得割、資産割、4つ項目がありますね。これがそれぞれ引き上げられたということなんですけども、私がお聞きしたいのは、まず国保運営協議会でいろいろ議論があったんだろうと思うんですけども、課税、町民の所得が減っている中で、所得が減っているという説明をされたと思うんですけども、どの程度全体で国保加入者の中の所得が減ったのかということと、それから国保運営協議会の中でどういう案が検討されたのかということが2つ目です。

それで、今回基金の取り崩しが3,100万取り崩しの計画のようなんですけども、現在の国保の基金残高をお聞きしたいと思います。まず、その点、よろしくをお願いします。

○議長（石上 良夫君） 税務課長、分倉善文君。

○税務課長（分倉 善文君） 税務課長でございます。所得の関係を御説明をいたします。平成2



2年度の総所得金額が前年に比べて約7,000万程度減っておりまして、これは1人当たり平成22年度は41万3,000円程度ございまして、これが昨年度に比較して1人当たり2万4,000円少なくなっている状況でございます。以上でございます。

○議長（石上 良夫君） 健康福祉課長、前田和子君。

○健康福祉課長（前田 和子君） 健康福祉課長でございます。案の検討ということでございまして、けれども、一番最初に基金の取り崩しがなかった場合どうなるかということで、1人当たりの金額を提示いたしております。これは医療分といたしまして、医療分と後期分の合計でございますけれども、ちなみに基金を取り崩ししなかった場合、1人当たり単純に平均いたしますと7万1,371円というふうに試算をいたしております。この金額では非常に高く設定されるということでございまして、案1と案2を提案をいたしております。

案1でございますけれども、1人当たりが21年度と同額の負担をしていただくということで、6万1,022円に保険料を設定いたしますと、3,100万円の基金からの繰り入れをしなければならぬという提案でございます。

案2といたしまして、基金から3,430万円を繰り入れると試算をいたしますと、昨年と同率ということで計算をした場合でございます。これは1人当たりが5万9,828円になるということで御提案をいたしました。

それから、3番目の御質問でございますけれども、基金の残高でございますけれども、基金が平成21年度末で1億5,340万6,391円でございます。以上です。

○議長（石上 良夫君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 1人当たりが昨年に対して、率としてどれくらい引き上げになるのか。これ非常に難しいのは、所得が減っておりますから、税率が高くなるということは、見かけの税率よりもより負担が重くなるっていうふうに、正確にはわからないんですけども、そういう感じがするんですよね。所得が減ってますものに対して、所得に対する率を……。

○議長（石上 良夫君） 植田議員、質疑を行ってください。

○議員（4番 植田 均君） これは質疑です。ですから、そういうところから見て、実質所得に対する昨年に対する賦課率等、計算できておりますか。わかったらその点、よろしく願いいたします。

それから、昨年並みの税率でやれば、3,430万の基金の繰り入れで昨年並みの保険料負担が維持できるという説明だと思ったんですけども、国保運営協議会で基金残高1億五千数百万ある中で、この違いは300万円程度ですね。その300万程度でも、今回税率を上げようという

ふうに進められた、そっちの方向で意見がまとまったその大きな意見集約の主な意見っていうのはどういうことなんでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 税務課長、分倉善文君。

○税務課長（分倉 善文君） 国保税にどの程度影響があるかということでございますが、昨年と比べて医療分、後期分、介護分を合計いたしますと、所得割については合計で0.4%アップになります。100万円の課税の所得があれば4,000円年間で上がるという計算でございます。それから、資産割については、40.79ですから昨年と同じでございます。均等割につきましては、1人当たり100円のアップでございます。それから、平等割については、1世帯当たり800円の減額になっております。以上でございます。

○議長（石上 良夫君） 健康福祉課長、前田和子君。

○健康福祉課長（前田 和子君） 健康福祉課長でございます。運営協議会の中でも、300万円の基金の取り崩しの違いだったら全部基金で充てる方がよいではないかという意見も出ました。しかしながら、診療報酬改定がことしの4月にございまして、この分につきましては税率を改定するときの試算に考慮しておりません。これまで3年間の平均の療養給付費の方で試算をいたしております。今回4月には、10年ぶりの診療費のアップということがなされましたので、今年度22年度終了するところには多分、この予算では基金の取り崩しでは不足するのではないかなというふうに懸念がされております。これからの診療費のアップということを懸念するということと、やっぱり安定的な国保の運営ということを考えて、基金の取り崩しは3,100万ということで合意をしていただきましたので、よろしくお願いをいたします。

○議長（石上 良夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（石上 良夫君） 続きまして、議案第43号、南部町営住宅条例の一部改正について。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 続きまして、議案第44号、南部町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部改正について。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 議案第45号、平成22年度南部町一般会計補正予算（第1号）について、ございませんか。

12番、秦伊知郎君。

○議員（12番 秦 伊知郎君） 歳入では9ページ、木質バイオマスの件なんですけど、青い方の説明書でちょっと説明していただきたいんですけど、歳入で補助金として5,241万5,000円計上されてますね。それと町債で7,520万円、……（「秦議員、何ページですか」と呼ぶ者あり）9ページと8ページです、一般会計補正の方の。青い方の2ページですね、建設費、木質ボイラーの方は9,993万1,000円になってますね。それで、用地関係費、あるいは土木費、設計料は除くと書いてありますが、その下の内訳を見ると工事費全体で1億3,200万かかっていますね。それと灯油ボイラーと比較しているわけなんですけど、結局、総工費を1億3,000万を抜かして建設費を9,900万で灯油ボイラーと比較していますが、これでは公平な比較にはならないような気がするんですけど、その点はどうでしょうか。つまり、実際の木質ボイラーをつくると1億3,200万かかるわけですね。ですけど、その中の建設費だけを見ると9,993万1,000円ですね。この中には、測量費とか土木工事費とか用地関係諸費というのは入ってないわけですが、それと全く違うものと比較しているような気がするんですけど、総工費がここに、建設費がトータルで入ってこない、新たにつくるわけですから、比較の対象にならない気がするんですけど、その辺はどうでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 企画政策課長、長尾健治君。

○企画政策課長（長尾 健治君） 企画政策課長です。御指摘の件でございますけども、説明の資料では用地の関係については除いたもので計算しております。（「いや、だから……」と呼ぶ者あり）

○議長（石上 良夫君） 休憩します。（「いや、いいです」と呼ぶ者あり）いいですか。

12番、秦伊知郎君。

○議員（12番 秦 伊知郎君） ですから、トータルで入れていただいて、木質ボイラーをつくるとこれだけ、灯油ボイラーを引き続き修理あるいは新設してやるとこれだけ、ですから木質ボイラーの方がこれだけの差額が出て、ランニングコストもこれだけ有利ですよというような比較をしていただかないと、例えば灯油ボイラーの方には用地を別に取得する必要はないわけですので、当然、その取得するものが建設費の中に入っていない。あるいは設計料というのも例えば500万もかからないわけですから、新たにつくるものには設計監理費がかかるわけですね。ですから、それを外して既存のものと比較させるということは少し無理があるのではないですか。例えば設計料の500万、あるいは土地取得費、土木工事費も、多少この中に若干ですが入っていないとおかしいのではないかなというふうに思いますし、それと町負担額というのが4,900万になってますけど、一般財源は7,900万を持ち出してるんですね。この町負担の4,900万とい

う原資はどこにあるんですか。一般財源の歳入の内訳のところには一般財源が7,962万2,550円計上してますね、歳入で。ですけど、町負担額は4,996万5,000円となってるわけですね、上の表では。ここで約3,000万ほど違いがあるんじゃないですか。それは一体どこにいったるんですか。例えば工事費も、確かに建設費も9,900万ですから、1億3,000万とは違うわけですからその辺の帳じりはちょうど合ってるような気がするんですけど、比較の対象の数字が少し不明なんで、ちょっとわかりやすく説明していただきたいという思いです、どうですか。

○議長（石上 良夫君） 企画政策課長、長尾健治君。

○企画政策課長（長尾 健治君） 企画政策課長でございます。ただいま御指摘の差額につきましては、用地の整備にかかわる部分はこの説明の数字から外してあるものでございますので、約5,000万の町負担ではございますが予算書の9ページには起債が7,500万、この差額につきましては用地整備にかかわるものが大きな要因でございます。（発言する者あり）

○議長（石上 良夫君） 休憩します。

午後1時45分休憩

---

午後1時48分再開

○議長（石上 良夫君） 再開します。

ほかにございませんか。

13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 何点かお聞きしますので、よろしくお願いします。

まず、順は前後するかもしれませんが、9ページの町債のところ、合併特例事業債ということで上がっておりますけども、そうしますと合併特例事業債が、これは当然、総枠があったと思うんですけども、あと残額というんですか、枠内に残ってる額はどれだけかということをお教えいただきたいんです。

それから、10ページなんですけど、先ほど秦議員の質問にあったんですけどもこの項で、内容は違うんですけども財源内訳の中で地方債、これは特例債で起こされる分、それから一般財源が536万8,000円上がってますね、その他で5,241万5,000円上がってますね。これが、8ページの雑入の中での金額が、ここに5,241万5,000円上がってますね、これはどこから来る財源でしょうか。県のあれでもないよう……。よう見つけんですけども、それはどこから来る金かということ、この財源内訳、これを教えていただきたいんです。この2点に

ついてお聞きしますので、よろしくお願いします。

○議長（石上 良夫君） 企画政策課長、長尾健治君。

○企画政策課長（長尾 健治君） 企画政策課長でございます。亀尾議員の御質問のうち、2点目、財源内訳であります。どこからの補助かということでございますが、これにつきましては社団法人新エネルギー導入促進協議会の方からいただく補助でございます。以上でございます。

○議長（石上 良夫君） 休憩します。

午後1時51分休憩

---

午後1時54分再開

○議長（石上 良夫君） 再開します。

総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） 総務課長でございます。時間をとらせました。32億690万円が残っております。

○議長（石上 良夫君） ほかに質疑はありませんか。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 1点目は、11ページです。民生費、保育園費の芝生化工事ですけれども、園庭芝生化事業委託で418万円の増額ですけれども、対象面積が広がったという説明ですけれども、県のグリーンスポーツ鳥取に委託する関係でというような説明だったんですけども、ちょっとよくわからないのもう少し詳しく説明をしていただいて、これがどういうことなのかということを理解を深めたいと思いますので、1点目はその点です。

それから、2つ目は13ページ。林業費の中の有害鳥獣捕獲用材料が増額になって、一方、鳥獣被害防止対策事業補助金が減額と。これは、鳥獣被害防止対策事業の実施が困難になって、捕獲事業に切りかえたということの説明だったように思うんですけども、防止対策事業の実施が困難になったというのは、その理由ですね、捕獲ということに切りかわったその辺の理由について、もう少し詳しく説明をいただければと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（石上 良夫君） 町民生活課長、加藤晃君。

○町民生活課長（加藤 晃君） 町民生活課長です。先ほど植田議員さんの方から御質問のありました芝生化の件でございます。委託料の方で計上いたしておりますが、これはグリーンスポーツというNPO法人でございますが、これは鳥取方式という芝生化を進めております。これは、安価で強い芝を植えて、従来芝生化できなかったようなところをどんどん芝生化していけるような

ということで、県の方も力を入れてプロジェクトチームを組みながら、このグリーンスポーツとタイアップしてやっているということでございます。面積がふえると申しましたが、当初は園の真ん中、今のところはそのままだに周辺部分を芝生化する予定でございました。ただ、この鳥取方式を使うということになりますと、これ今、補助金の使用の関係で、県の方の協働連携推進課の方が7月からかかってくる格好になりまして全園芝生化が必要であると、それが条件でなっておりますので、県のサポートを受け、後の良好な維持をしていくためにも委託して行うということでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（石上 良夫君） 産業課長、景山毅君。

○産業課長（景山 毅君） 産業課長です。13ページの、林業振興費の中の有害鳥獣捕獲用材料と鳥獣被害防止対策事業補助金との関連でございますけども、まず、鳥獣被害防止対策事業、これは南部町にあります鳥獣被害対策協議会へ補助をして、その協議会の中で事業をしていただくものであります。その事業といいますのは、ワイヤーメッシュ等を購入して集落といいますか、集落内で侵入防止を図っていただくというものであります。この事業で進みかけていたわけですけども、国の配分の方が要望していた金額の17%しか来ないということがわかりました、これは全県下で17%ということで。これでは農家の方の希望に沿えないということから、県の方が今持ってます有害鳥獣駆除事業、この中でその資材を面倒を見るということになりまして、金額的にいいますと国の方は2分の1補助であったわけですけども、それを県の補助の3分の1に切りかえて事業実施をするということでありまして、以上です。

○議長（石上 良夫君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） まず、芝生化の問題で再度お願いしますが、グリーンスポーツ鳥取ですか、NPO法人に委託して維持管理もここがされるという内容なんでしょうか。少しそんなニュアンスに聞こえたんですけども、その点確認したいと思います。

それから、2つ目の有害鳥獣の問題ですけども、17%しか国が出さなくなったというのは予算要望からしてちょっと不思議に思うんですけども、予算というのは割とある程度裏づけがあって組んでこられるような気がしてるんですけども、17%の内容というのが非常に理解に苦しむんですけども、そのこのところの事情と、それから、実際に関係農家の方々でお困りになってるようなことがないんでしょうか、その辺は担当課としてはどのようにつかんでおられますでしょうか。その点、よろしくお願いいたします。

それから、もう1点、ちょっと追加なんですけども、農地利用の関係で予算がついてたと思うんですけども、集落説明でしたでしょうか、その関係でどこでしたかね、ちょっと……（「12

ページ」と呼ぶ者あり)関係者に説明をするというような内容でよくわからなかったんで、この点、再度御説明お願いしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長(石上 良夫君) 町民生活課長、加藤晃君。

○町民生活課長(加藤 晃君) 町民生活課長です。先ほどの議員さんの御質問でございますが、維持管理についてNPO法人に委託もするかということでございますけども、これにつきましては指導料という格好で組んでおります。あと、施肥とか冬に芝をまく、芝の種をまく必要はございますが、これ専門的に様子を見ながらしなくてはいけないということで、この部分も委託をするようにしております。以上です。

○議長(石上 良夫君) 産業課長、景山毅君。

○産業課長(景山 毅君) 産業課長です。国からの配分がなぜ17%になったかということですけども、これも県の方から聞いた話しか私も承知しておりませんが、全国的にこの要望がたくさんあって、その分を予算の範囲内で分けると鳥取県は17%になるということの説明を聞いております。

○議長(石上 良夫君) 農業委員会事務局長、真壁紹範君。

○農業委員会事務局長(真壁 紹範君) 農業委員会の事務局長です。説明資料の14ページに農地制度実施円滑化事業について詳しく記載しておりますので、そちらの方を見ていただきたいと思っております。

先ほど総務課長の方から予算については説明がありましたが、集落説明会だけをするための予算ではありませんで、集落説明会など等のことが含まれております。これは、平成21年度に農地法が改正になりまして、新たに農地制度実施円滑化事業というのが国の補助事業で制度化されたものでございまして、この農地法、農業経営基盤強化法、それから農業振興法等の法律が変わった関係で、農業委員会の事務が非常に拡大いたしました。特に遊休農地、以前は耕作放棄地と言っておりましたけれども遊休農地になる、農地の利用状況調査が法的に義務づけられたと、これは農業委員会で行わなければならないということも含めまして、その事務補助をするための事務補助員の予算がここに計上しております。

また、非常に法的に制度が変わりました関係で、農業委員さんの研修等もここに含んでおります。

また、当初予算で組んでおりました報償費などがありますけど、これも補助対象になっておまして、歳入につきましてはそれが含まれております。これにつきましては、先ほど課長さんが申し上げましたように、集落説明会等をしまして利用集積を促進していくと。特に本年度から農

地の白紙委任制度というのが始まりますので、今まで利用権設定等につきましては個人対個人の契約であったわけですが、貸したい人が白紙で委任をするという制度が始まるということで、これを農業委員会が率先して集落の説明会などを行いたいというふうに考えておる、そういうふうに関連したものの予算でございます。以上でございます。

○議長（石上 良夫君） 産業課長、景山毅君。

○産業課長（景山 毅君） 産業課長です。済みません、先ほど農家の困ることがないかということの一つ言い忘れておりましたので答弁いたします。実はこの事業がなくなりますと、青い表紙の事業説明書の23ページをごらんいただきたいと思っておりますけども、23ページの下の方に6月補正分ということで記載をしているところがあります。現在、組みかえで行う事業といたしましては、この6集落につきまして事業の要望が出ているものでございまして、地元としてはぜひともやってほしいというのが当然であります。先ほども言いましたけども、国の事業の方ができないということになるとなかなかこれ難しい問題がありまして、県の方にいろいろお願いをして、県の事業の中で対応していただけないかということでお願いをしてきました。ということで、県の方はとりあえず今県の方で持っています事業、それが有害鳥獣駆除事業というのがあるわけですが、その中で対応するということになりましたので、多少補助率等が変わってきますけども、地元負担の方が26万9,000円ほどふえるわけですが、それでもぜひやってくれという要望をいただいておりますので、このたび上程をしているところでございます。

○議長（石上 良夫君） ほかに質疑ありませんか。

13番、亀尾共三君。

もう1回ありますかいな。

○議員（13番 亀尾 共三君） そうです、1回だけ。もう一つあるんですよ、忘れとるんで。12ページの農業振興費のそこなんですけども、地産地消の支援事業ということで、当然、これは大いにすべきだと思うんですけど、一つだけ食材というんですか、地産でできた食物、それを搬入するのに困っておられる方があるということで、それで運搬用として車を1台購入するということが当然備品に入るわけですが、ここで聞くんですけども、説明書今めくってみてこれ読んだらわかるかもしれませんがお聞きします。これは貸与の形でしょうか、それともどうでしょう、町の方が、担当の人が回るでしょうか。

そのことと、それと維持費管理については、貸与ということになれば自分らで賄われると思うんですが、そこら辺についてどうでしょうか。答弁お願いします。

○議長（石上 良夫君） 産業課長、景山毅君。



○産業課長（景山 毅君） 今のところ貸与ということで考えております。

維持費につきましては、使用者の方で支払っていただくという考え方を持っております。

○議長（石上 良夫君） 5番、景山浩君。

○議員（5番 景山 浩君） 14ページ、教育費の教育総務費、14節の問題データベース使用料△の28万4,000円です。事業説明書の方にも、多分それについてのことじゃないかなというふうな説明があるんですけども、ちょっとなかなかわかりにくいといえますか、ようわからんというところがございます。この時点で、既に使用料がこれだけの金額、減額になってることの御説明をお願いしたいと思います。

○議長（石上 良夫君） 休憩します。

午後2時09分休憩

---

午後2時10分再開

○議長（石上 良夫君） 再開します。

教育次長、稲田豊君。

○教育次長（稲田 豊君） 教育次長です。この教育費の関係では先ほどの総務課長の説明の中でもありましたように、8つの事業を合わせたものを精算をしております。データベース使用料につきましては、勉強がんばろうキャンペーンという事業の中でこれを借りるようになっておりましたけども、その事業の中身自体が県の方からの指導で不適合ということでして、使用料のかわりに需用費の方に組み替えまして、テストの方を購入するようになっております。

○議長（石上 良夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（石上 良夫君） 続きまして、議案第46号、平成22年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、質疑ありませんか。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 私、今回、国民健康保険の特別会計補正ということで、税率改定が反映された補正が出るのかなと思っておったんですけども、今回は一部なんですけども、それを反映してないと思ってますが、3月議会での枠組み予算といえますか、実態を必ずしも反映してない予算を今までつくってるんですけども、この国保事業の実態をあらわすような予算というのはいつ出されるのでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 健康福祉課長、前田和子君。

○健康福祉課長（前田 和子君） 健康福祉課長でございます。基金の取り崩し分というものが今年度の事業を見ながら、療養給付費等の動きを見ながら繰り入れ等の予算を行っていきたくと思います。この税率改定を影響した予算ということでございますけれども、この改定は昨年度と同額をいただくような案として組んでおりますので、予算的には前年度と同じ格好で編成をさせていただきます。当初予算編成時は、過去3年分の療養給付費を勘案して編成するものでございますので、よろしくお願いをいたします。21年度につきましても、案としましては3,000万の基金取り崩しということで見通しを立てておりましたけれども、12月補正のときでしたか、そのときの時点の見込みで二千数百万の基金取り崩しを予定して12月の補正を組んでおりました、結果的に不足いたしましたので、当初の予定どおり3月で3,000万ということにさせていただいたということもございますので、これから経過を見ながら繰り入れ等を行っていきたくと思います。

○議長（石上 良夫君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 徴収に関係するんですけども、今回25日が議会最終日になります。そこで税率が正式に決定されるんですけども、徴収事務との関係で今9期での徴収を行ってまうと思っておりますが、これに変更はないでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 税務課長、分倉善文君。

○税務課長（分倉 善文君） 税務課長でございます。国保税につきましては、9期で徴収をするようにいたしております。以上でございます。

○議長（石上 良夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 続きまして、議案第47号、平成22年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 議案第48号、平成22年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 議案第49号、平成22年度南部町水道事業会計補正予算（第1号）、質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） お諮りいたします。（「終わった、全部」と呼ぶ者あり）終わった、も

う終わってしまったが。本日の上程議案についての議案説明は終わりましたが、質疑を保留したまま、会議規則第49条の規定により、21日の会議に議事を継続したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、本日の上程議案は、21日の会議に議事を継続いたします。

---

○議長（石上 良夫君） 以上をもちまして本日の日程の全部を終了いたしました。これをもって本日の会を閉じたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、本日の会議はこれをもって散会いたします。

あすは、定刻より本会議をもちまして一般質問を行う予定でありますので、御参集、よろしくお願いたします。御苦労さまでした。

午後2時16分散会

---